

給与事務代行サービス等利用約款

第1章 総則

第1条（約款の適用）

1. 本約款は、株式会社フルキャスト（以下「当社」といいます。）が利用企業に対し本サービスを提供することに関して、利用企業および当社との間の契約関係を定めるものです。
2. 本約款の内容を契約内容とする利用企業および当社との間の契約（以下「本契約」といいます。）は、利用企業が、当社所定の申込書もしくは申込フォーム等（以下、併せて「本利用申込書等」といいます。）にて当社所定の手続に従って本サービスの利用を当社に対して申込み、当社が所定の審査実施後、承諾の意思を発したときに成立するものとします。なお、利用企業が申込みを行った時点で、当社は、利用企業が本約款の内容を承諾しているものとみなします。

第2条（定義）

本約款において使用する語句は、それぞれ以下の意味を有するものとします。

- (1) 「利用企業」とは、本契約を当社との間で締結した者をいいます。
- (2) 「従業員」とは、利用企業と雇用契約を締結している労働者、または、利用企業の業務委託先である個人をいいます。
- (3) 「本アプリケーション」とは、本サービスの提供に関連して、当社がインターネット上で従業員に対して提供する当社所定のアプリケーションをいいます。
- (4) 「本サービス」とは、本利用申込書等にて申込のあった給与前払事務代行サービスもしくは給与振込代行サービスまたはその両方のサービスをいいます。
- (5) 「給与」とは、利用企業が、同社と雇用契約を締結している労働者に支払う給与、または、同社の業務委託先である個人に支払う業務委託料をいいます。
- (6) 「所定日」とは、利用企業が定める給与支払日をいいます。
- (7) 「給与前払事務代行サービス」とは、本約款に定めるところに従い、利用企業が福利厚生等の一環として従業員に提供する所定日前に給与を受け取ることができるサービスに必要となる事務を、当社が受託し履行することにより提供するサービスをいいます。
- (8) 「給与振込代行サービス」とは、本約款に定めるところに従い、利用企業の従業

員に対する所定日の給与支払いに必要となる事務を、当社が受託し履行することにより提供するサービスをいいます。

- (9) 「給与前払事務代行サービス従業員規約」とは、従業員が給与前払事務代行サービスを利用するにあたって、必要な事項を定めた規約をいいます。
- (10) 「前払申込」とは、給与前払事務代行サービス従業員規約に基づき、従業員が給与前払事務代行サービスの利用を申し込むことをいいます。
- (11) 「前払申込額」とは、従業員が給与前払事務代行サービスに基づき所定日前に支払いを受けることを希望する給与額をいいます。
- (12) 「申込可能期限」とは、従業員による前払申込を行うことが可能な利用企業所定の期限をいいます。
- (13) 「前払限度額」とは、利用企業が従業員の就業実績等に基づき定める、各従業員が給与前払事務代行サービスに基づき所定日前に給与の支払いを受けることができる限度額をいいます。
- (14) 「給与前払額」とは、前払申込に基づき、従業員が所定日前に支払いを受ける給与額をいいます。
- (15) 「前払申込データ」とは、従業員が給与前払事務代行サービスの利用にあたり、本アプリケーション上で登録した前払申込に係るデータをいいます。
- (16) 「所定日給与額」とは、所定日に利用企業が従業員に対し支払う給与額をいいます。
- (17) 「給与前払額計算事務」とは、第4条（本件委託事務の内容）第1項第1号（ア）の事務をいいます。
- (18) 「給与振込事務」とは、第4条（本件委託事務の内容）第1項第1号（イ）および同項第2号（ア）の事務をいいます。
- (19) 「給与振込金融機関口座」とは、従業員が有する従業員名義の給与振込金融機関口座として、従業員が本アプリケーション上で登録した口座をいいます。
- (20) 「本利用料金」とは、本件委託事務の対価である、別紙1記載の手数料等をさします。

第2章 当社による給与事務代行サービスの受託等

第3条（利用企業の当社に対する事務委託）

利用企業は、当社に対し、本利用申込書等に記載した本サービスに係る事務（以下「本件委託事務」といいます。）を委託し、当社は、これを受託します。

第4条（本件委託事務の内容）

1. 利用企業が当社に委託する本件委託事務は、サービスごとに以下の事務とします。

- (1) 給与前払事務代行サービス

- (ア) 給与前払額計算事務

- 支払い可能な給与前払額を計算する事務。具体的には、前払限度額から給与前払事務代行サービスに基づき既に支払った給与前払額を控除した金額を計算する事務。

- (イ) 給与振込事務

- 前払申込または利用企業からの依頼に基づき、給与振込金融機関口座に対し、給与前払額を振込金額として送金するために必要な対応を実施する事務。

- (2) 給与振込代行サービス

- (ア) 給与振込事務

- 利用企業からの依頼に基づき、給与振込金融機関口座に対し、所定日給与額を振込金額として送金するために必要な対応を実施する事務。

2. 当社は、本アプリケーションのバージョンアップの必要性、当社の技術上または採算上の理由、関係法令の変更その他合理的な事情のあるときは、本件委託事務の内容を変更することができるものとします。
3. 前項の場合、利用企業は、当該変更に対応するために必要な措置が利用企業において実施されたかどうか等、当社が確認のために求める事項を当社に報告するものとします。

第5条（本サービス利用に関するデータの取り扱い）

当社は、本契約の有効期間中であっても、本サービス利用に関するデータ（従業員が給与前払事務代行サービスを利用するにあたって登録したデータ）が本アプリケーション上に登録された月の末日から5年が経過した場合その他当社の業務上必要な場合、当社は、利用企業に対して通知することなく、本アプリケーション上の各データを削除することができるものとします。

第6条（本件委託事務の遂行）

1. 利用企業は、本件委託事務を委託するにあたり、当社に対して、当社が指定する情報（以下「委託事務遂行用データ」といいます。）を、当社所定の期限（以下「届出期限」といいます。）までに「給与計算に関する条件確認書兼指示書」にて届け出るものとします。ただし、当社がその他の届出方法を認めた場合は、当該届出方法によることができるものとします。

2. 当社は、委託事務遂行用データが届出期限までに前項に従って届け出されていること、および給与前払事務代行サービスについては従業員が申込可能期限までに前払申込データを本アプリケーション上に登録したことを条件に、本件委託事務を遂行するものとし、当該届出および登録がなされていない場合、当社は、本件委託事務を遂行する義務を負わないものとし、それにより利用企業または従業員その他の第三者に損害が発生したとしても、当社は当該損害を賠償する責任を負いません。
3. 当社は、委託事務遂行用データその他の利用企業が当社に提供したデータ（以下「利用企業登録データ」といいます。）および前払申込データその他の従業員が当社に提供したデータ（以下「従業員登録データ」といいます。）の内容の正確性・完全性・適合性・整合性等を検証する義務を負いません。利用企業が、利用企業登録データに過誤・欠缺等があることを認識した場合には、当社に対して、委託事務遂行用データについては届出期限までに、その他利用企業登録データについては登録期限がある場合には当該期限までに、登録期限がない場合には認識後直ちに、修正後のデータを当社所定の方法で当社に届け出るものとし、
4. 当社は、利用企業登録データまたは従業員登録データが誤っていたとしても、当該データに基づく本件委託事務を行うことで、履行を完了したものとします。利用企業が前項に基づき修正後のデータを届け出ないことにより、利用企業または従業員その他の第三者に損害が発生したとしても、当社は当該損害を賠償する責任を負いません。

第7条（給与振込事務の履行および精算）

1. 当社は、以下の方法で給与振込事務を履行し精算します。

(1) 給与前払事務代行サービス

前払申込があった場合、当社は、利用企業が従業員に対して負う前払申込額に相当する給与支払債務を併存的に引き受けるものとし、当社は、前払申込があった翌金融機関営業日までに、当該引受債務の履行として、当社名義（ただし、従業員に対しては、利用企業が振込人である旨が表示されます。）で、給与振込金融機関口座に振り込む方法その他法令上認められた方法により、前払申込額を支払うものとし、

(2) 給与振込代行サービス

当社は、利用企業が従業員に対して負う所定日給与額に相当する給与支払債務を併存的に引き受けるものとし、更に当該給与支払債務を GMO ペイメントゲートウェイ株式会社が当社から併存的に引き受けるものとし、GMO ペイメントゲートウェイ株式会社は、所定日に当該引受債務の履行として、GMO ペイメントゲートウェイ株式会社名義（ただし、従業員に対しては、利用企業が振込人である旨

が表示されます。)で、給与振込金融機関口座に振り込む方法その他法令上認められた方法により、所定日給与額を支払うものとします。

- (3) 第 1 号に基づく振込が不能となった場合、当社は、当該振込不能の原因が給与振込金融機関口座情報の誤りに起因し、所定日までに振込が不能となった従業員に係る正しい給与振込金融機関口座情報を取得した場合に限り、当該従業員に対する再振込を行います。第 2 号に基づく振込が不能となった場合、当社は、従業員に対して、振込不能通知を送付するものとします。当社は、第 2 号に基づく振込が不能の原因が給与振込金融機関口座情報の誤りに起因し、当該従業員に係る正しい給与振込金融機関口座情報を取得した場合に限り、当該従業員に対する再振込を行います。
 - (4) 当社は、当社が別途指定する日（金融機関休業日の場合は、その前日）締めで、当社が第 1 号および第 2 号に基づき従業員に支払った額を算定し、利用企業に対し、当社所定の方法により各請求金額を通知するものとします。
 - (5) 利用企業は、当社所定の請求書において当社の指定する日（金融機関休業日の場合には、その直前の金融機関営業日）までに、当社の指定する金融機関口座に振り込む方法により、前号の請求金額全額を支払うものとします。第 1 号または第 2 号に基づき当社が支払った金額が、利用企業が従業員に対して支払うべき給与の額を上回った場合でも、利用企業は、当社に対して、前号の請求金額全額を支払うものとします。なお、振込手数料は、利用企業の負担とします。
2. 当社は、本サービスの利用限度額（利用企業が当社所定期間中に給与振込事務を利用できる総額をいい、以下「利用限度額」といいます。）を定め、また当該限度額を変更することができるものとします。
 3. 当社は、給与振込事務の履行を行った場合に利用限度額または前払限度額を超えることとなる場合は、特段利用企業および従業員への通知なく、給与振込事務の履行を行わないことができるものとします。
 4. 当社は、当社所定の期日までに、履行した給与振込事務に関するデータ（以下「給与振込実績データ」といいます。）を当社所定の形式・内容で作成し、利用企業における本件委託事務を管理および担当する者に電子メール等で通知するものとします。利用企業は、給与振込実績データを利用企業の自らの責任においてダウンロードするものとします。当社は、原因の如何を問わず、利用企業が給与振込データのダウンロードを行わないことによって損害が発生したとしても、当該損害を賠償する責任を負いません。
 5. 当社は、給与振込事務の精算として支払いを受けた精算金について、取消し等に伴い返金する必要が生じた場合には、別途当社と利用企業間で合意の上定める期日までに、

利用企業が指定する金融機関口座に振り込む方法により支払うものとします。なお、振込手数料は、利用企業の負担とします。ただし、当社の返金額が振込手数料の金額と同額または下回る場合、当社は本項に基づく支払義務を負わないものとします。

第8条（利用企業の義務）

1. 利用企業は、給与前払事務代行サービスを利用するにあたり、給与前払事務代行サービスを利用できる福利厚生上の制度の制定・運用、当該制度の利用を希望する従業員の募集・管理、その他の従業員による給与前払事務代行サービス利用のために必要な社内制度、規定、手続等を整備・履行するものとします。
2. 利用企業は、本件委託事務を当社に委託するにあたり、利用企業の給与計算において給与前払額を従業員の所定日給与から控除するために必要な事務の変更および利用企業の給与計算を行うアプリケーションの変更を、自らの責任と費用において対応するものとします。当社は、利用企業が当該変更対応を行うことにより利用企業または従業員その他の第三者に生じた損害については一切責任を負いません。
3. 利用企業は、給与前払事務代行サービスの提供に伴う会計・税務上の処理を、必要に応じて所轄の官庁および外部専門家とも協議のうえ適切に行うものとします。
4. 利用企業は、関係法令または契約等に基づき取り扱うこととされている税金、社会保険料、年金その他一切の事項について、自らの責任および費用で、必要な措置を行うものとします。当社は、利用企業の当該措置について、一切の責任を負わないものとします。

第9条（本件委託事務の対価および費用）

1. 利用企業は、当社に対し、本件委託事務の対価として、別紙 1 に定める本利用料金を支払うものとします。
2. 当社は、利用企業に対して、当社所定の日、本利用料金に係る明細（本利用料金に消費税を加算した金額）を付した当月分の請求書を送付するものとします。
3. 利用企業は、当社に対し、本利用料金およびこれに対する消費税相当額（1 円未満は切り捨てます。）を、当社が別途定める支払期限（金融機関休業日の場合は、その前日）までに、当社が別途指定する金融機関口座へ振り込む方法により支払います。振込手数料は利用企業が負担します。
4. 当社は、利用企業と協議のうえ、本利用料金を変更することができるものとします。ただし、当社の技術上または採算上の理由その他当社による本サービスの継続的提供のために合理的な必要性のあるときは、当社は利用企業と協議することなく、利用企業に事前通知の上商業上合理的な範囲で本利用料金を変更できるものとします。

5. 利用企業は、当社に対して、既に支払った本利用料金その他一切の金銭の返還を求めることはできません。

第 10 条（再委託・代行委託）

当社は、本件委託事務の全部または一部を、第三者に再委託することができるものと
し、利用企業は予めこれを承諾します。ただし、この場合でも、当社は、本約款に基
づく本件委託事務の履行を免れることはできないものとします。

第 3 章 本サービスの変更・停止・終了

第 11 条（本サービスの停止等）

1. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、利用企業に事前に通知
することなく、本サービスの全部または一部の提供を停止することができます。
 - (1) 通信回線、通信手段、システム障害等により緊急にシステム修繕、点検または更
新その他システムの中止または中断が必要と当社が認めるとき。
 - (2) 天災地変、停電等の電力の不安定、サイバー攻撃、一般公衆回線に生じた事故お
よび回線運営者の事情、ならびに端末機器および回線に発生する各種事情その他
やむを得ない事情により、本サービスを提供することが困難なとき。
 - (3) その他当社が本サービスの提供の停止が必要と判断したとき。
2. 当社は、前項に定める場合のほか、定期的にシステムの保守点検もしくは更新を行う
場合、ハードウェア、ソフトウェアの交換もしくはバージョンアップを行う場合、ま
たはコンピューターウィルス、不正アクセス等への対策の実施もしくはコンピュータ
ーシステムの不具合の解消作業の実施を検証する場合その他技術上もしくは営業上
の理由により、利用企業に対して 1 週間前に通知することにより、本サービスの全部
または一部の提供を一時停止することができます。
3. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する事由が生じ、または生じるおそれがある
ときは、事前に利用企業に通知した上で、利用企業に対する本サービスの全部または
一部の提供を停止することができます。
 - (1) 利用企業が法令、本契約またはその他当社所定の規約に違反したとき。
 - (2) 次条に基づく誓約に関して虚偽があったことが判明したとき。
 - (3) 利用企業が自己の事業の全部または重要な一部について、事前に当社から書面
による同意を得ることなく、事業譲渡または会社分割その他の組織再編を行った
とき。
 - (4) 利用企業または従業員による本サービスの利用状況が不適當または不審であると

当社が判断したとき。

- (5) 利用企業もしくは従業員が第 23 条（反社会的勢力の排除）第 1 項各号のいずれかに該当もしくは同条第 3 項各号のいずれかに該当する行為をしたとき、または当社が利用企業もしくは従業員に対し、反社会的勢力に該当するか否かに関する調査に必要と判断する資料の提出を求めたにもかかわらず、その資料の提供に応じないとき。
 - (6) 本サービスが法令、公序良俗違反に反する行為もしくは犯罪に利用されているまたは利用された疑いがあると当社が判断したとき。
 - (7) 利用企業の所在が不明となったとき。
 - (8) 当社が求めた情報や資料の提供をいただけないとき。
 - (9) 本サービスの利用がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、暴力団員等もしくは経済制裁対象者との取引またはそのおそれがあると当社が認めたとき。
 - (10) 本契約に基づき当社に届出または提出した事由に変更があったにもかかわらずその変更内容の届出もしくは提出を怠り、または、虚偽の変更内容の届出もしくは提出を行ったとき。
 - (11) 利用企業が当社所定の方法で本サービスの提供の停止の申出をしたとき。
 - (12) その他当社が不適当と判断したとき。
- 4. 前項の定めにかかわらず、緊急やむを得ない場合は、前項の事前通知に代えて事後直ちに通知することで足りるものとします。
 - 5. 当社は、利用企業が以下の各号に定める事項のいずれかに該当すると判断した場合には、利用企業に事前に通知することなく、本サービスの全部または一部の提供を停止することができるものとします。
 - (1) 利用限度額を超える場合。
 - (2) 本約款に基づく利用企業の当社に対する支払いが一部でも遅延した場合。
 - (3) 信用状態が著しく悪化し、または悪化のおそれがある場合。
 - 6. 当社は、本サービスの提供の継続が困難と判断した場合には、利用企業に事前に通知することなく、本サービスの内容の変更、停止または終了をすることができるものとします。
 - 7. 本条各項の場合、利用企業は、本サービスの全部または一部の提供が受けられなくなることを承諾したうえ、当社に対して、本約款に定める本利用料金の免除・減額・返還、損害賠償の請求を含め、何らの請求をすることができないものとします。

第 4 章 誓約、損害賠償、免責

第 12 条（誓約）

利用企業は、以下の各号に掲げる行為を行わないことを誓約します。

- (1) 本契約の定めに反すること。
- (2) 本サービスを、給与前払または所定日給与振込以外の目的に利用すること。
- (3) 本契約に基づく自己の権利または本契約上の地位を第三者に譲渡し、承継させ（合併、会社分割の場合も含みます。）、貸与し、または自己もしくは第三者のための担保の用に供すること。
- (4) 当社による利用企業または利用企業以外の者に対する本サービスの提供を妨害し、または妨害するおそれのある行為をすること。
- (5) 従業員への適切な福利厚生に反する意図または目的で本サービスを利用すること。
- (6) 本サービスを違法、不正または公序良俗に反する目的に利用すること。

第 13 条（遅延損害金）

利用企業は、本契約に基づく当社に対する支払いを遅滞した場合には、支払期日の翌日から支払日に至るまで、年利率 14.6%の割合で遅延損害金を支払うものとします。

第 14 条（損害賠償）

1. 利用企業および当社は、本契約に故意または過失により違反（誓約の違反も含みます。）し、これにより相手方に損害を生じさせた場合、本契約に特段の定めがない限り、相手方に対して、当該損害を賠償する責任を負うものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、当社が利用企業に対して負担する損害賠償責任は、当社による本契約の違反から直接かつ通常の結果として利用企業が現実には被った損害に限られ、予め知らされていた場合であっても逸失利益、弁護士費用、特別損害、間接損害および付随損害を含まないものとします。また、本契約に関連する当社のその都度の損害賠償責任は、当該責任に係る原因事実の発生した日が属する月の直前の 3 ヶ月間に当社が利用企業から受領した本利用料金の合計額を上限とします。

第 15 条（当社の免責）

当社は、以下の各号に掲げる事由が生じたとしても、その事由発生の原因にかかわらず、利用企業または第三者に生じた損害につき一切責任を負いません。

- (1) 通信機器、専用電話回線、公衆電話回線、インターネットおよびコンピューター等の通信回線やシステム障害および通信回線事業者の運営に関する問題等、当社の責によらない事由により、利用企業が本サービスの提供を受けられない場合または遅延・停止した場合。

- (2) 公衆電話回線、専用電話回線、インターネット等の通信経路および輸送経路において盗聴・不正アクセスまたは郵送上の事故等、当社の責によらない事由により、管理者用 ID、従業員 ID もしくはパスワードもしくは取引情報等が外部に漏洩した場合またはデータの消失もしくはデータへの不正アクセス等によるデータの滅失および改ざんに関して利用企業または従業員に損害が生じた場合。
- (3) 災害、事変、戦争等の不可抗力、法令による制限、政府、裁判所、自主規制機関等公的機関の措置、通信業者やその他の第三者（当社の再委託先を除きます。）のあらゆる誤った取扱、サイバー攻撃、コンピューターウィルス（当時の技術水準において当社が排除することが容易であった場合を除きます。）等、当社の責によらない事由により、利用企業が本サービスの提供を受けられない場合。
- (4) 従業員の退職、休職、懲戒、その他労働契約に関して生じた問題。
- (5) 従業員の給与債権に対する差押その他の処分禁止効の発生に関して生じた問題。

第 16 条（第三者からのクレーム）

当社による本サービスの提供について、第三者（本条においては従業員を含みます。）より、当該第三者の権利を害するとして、利用企業に対して、訴訟の提起、調停の申立その他の権利行使がなされた場合、利用企業は、速やかに当社に対してその旨を通知するとともに、当社が必要とする一切の資料を当社に提供するものとします。この場合、利用企業および当社は、その善後策につき協議し、相互に協力するものとします。

第 5 章 有効期間、解約

第 17 条（有効期間）

本契約の有効期間は本契約の締結日から 1 年間とします。ただし、利用企業または当社が相手方に対して、有効期間到来の 3 ヶ月前の書面による通知により不更新の旨を申し出ない限り、本契約は有効期間の到来から 1 年間、同一条件で更に延長されるものとし、その後も同様とします。

第 18 条（解約）

1. 利用企業に以下の各号に掲げる事由がひとつでも生じ、または生じるおそれがあるときには、当社はいつでも、利用企業に通知することなく、本契約を即時に解約し、または本サービスの全部または一部の提供を本契約の有効期間中、即時に停止することができるものとします。また、利用企業は、以下の各号に掲げる事由がひとつでも生

じた場合、本契約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、当社に対して直ちに当該債務を弁済しなければならないものとします。

- (1) 振り出した手形もしくは小切手が一度でも不渡りとなった場合、または銀行取引停止処分を受けた場合。
 - (2) 利用企業について、支払の停止、破産・民事再生手続開始・会社更生手続開始または特別清算開始その他の倒産手続開始の申立、もしくは公租公課の滞納処分があった場合、または利用企業の財産について仮差押、保全差押、差押または競売手続開始があった場合。
 - (3) 監督官庁より営業許可の停止または取消等の処分を受けた場合。
 - (4) 前3号の他、利用企業の信用状態に重大な変化が生じたと当社が判断した場合。
 - (5) 利用企業が解散その他営業活動を休止した場合。
 - (6) 本契約に定める利用企業の届出、提出情報（変更後のものを含みます。）につき、届出、提出または記載の懈怠があること、または記載内容に誤りがあることが判明した場合。
 - (7) 利用企業が第11条（本サービスの停止等）第3項各号のいずれかに該当し、当社が、当該事由の解消が見込めないと判断した場合。
 - (8) 第7条（給与振込事務の履行および精算）第1項第5号もしくは第9条（本件委託事務の対価および費用）第3項に定める請求金額の支払いが一部でも1ヶ月以上遅滞した場合。
 - (9) 利用企業が本契約に違反した場合。
 - (10) 著しく当社の社会的信用を失墜させる行為をした場合。
 - (11) 当社と委託先との間の本契約に関する委託契約が終了し、当社が本契約を継続して提供できないと判断した場合。
 - (12) その他の事情により当社が本契約の解約または停止を必要とする相当の事由が生じた場合。
 - (13) 利用企業または従業員の保護を図るために必要がある場合。
 - (14) 前各号に準じる場合その他当社が不適当と判断した場合。
2. 当社は、本条に基づく解約または停止によって、利用企業、従業員または第三者に損害が生じた場合であっても、その賠償または填補を含む一切の責任を負わないものとし、利用企業は、停止した場合でも本件委託事務の対価の支払義務を免れません。

第19条（本契約終了後の措置）

1. 本契約が解約その他の理由により終了した場合、利用企業は、当社に対して、以下の各号の対応を行うものとします。

- (1) 本契約終了の時点で未払の債務全額を直ちに弁済する。
- (2) 本契約に関する情報の記録された書面その他の記録媒体を返還する。
2. 当社は、本契約の終了をもって各データを削除することができ、またその保管に関して一切の義務および責任を負担しないものとします。
3. 当社は、前条に定める解約に関して従業員または従業員と利用企業との間で生じた問題について、一切の義務および責任を負担しません。
4. 利用企業は、本契約が終了する前に当社に対して負担した本件委託事務の対価その他の債務については、本契約終了後においてもその支払いを免れることはできません。

第6章 情報の取扱

第20条（機密保持）

1. 利用企業および当社は、本契約に基づき相手方から開示された情報を、秘密情報と定めるものとします。利用企業および当社は、相手方からの事前の書面による同意なくして、秘密情報を第三者に対し開示してはならず、かつ、本契約の遂行以外の目的に利用してはならないものとします。ただし、秘密情報を受領した者（以下「情報受領者」といいます。）は、本契約に関連して秘密情報を開示することが必要であると合理的に判断される場合には、自己および自己の親会社の役職員、弁護士、会計士もしくは税理士等法律に基づき守秘義務を負う者、または委託先その他第三者に対して、情報受領者の責任において必要最小限度の範囲に限って秘密情報をそれらの者に対し開示することができるものとします。なお、当社が情報受領者に該当し、本契約に関連して秘密情報を開示することが必要であると判断する場合、当社は、但書に定める者に加え、給与振込事務に關与する金融機関および給与振込金融機関口座の金融機関に秘密情報を開示することができるものとします。
2. 前項の定めは、次の各号に定める情報には、適用しないものとします。
 - (1) 相手方から情報を開示された時点で、当該情報が公知であった情報。
 - (2) 相手方から情報を開示された後に、情報受領者の帰責事由によらずに、当該情報が公知となった情報。
 - (3) 相手方から情報を開示された時点で、すでに自己の保有していた情報。
 - (4) 相手方から情報を開示された後に、情報受領者が正当な方法により入手した情報。
 - (5) 相手方から開示された情報に関係なく独自に創作した情報。
3. 第1項の規定にかかわらず、情報受領者は、秘密情報につき、裁判所、行政機関、金融商品取引所または自主規制機関から法令または金融商品取引所規則その他諸規則に基づき開示を義務付けられた場合は、法令等の趣旨に反することとなる場合を除き相

手方に開示先および開示する秘密情報を事前に通知の上、当該秘密情報を開示することができます。

4. 利用企業および当社は、本サービスに伴う従業員等の個人情報について、個人情報保護法その他法令の定めに従い、適法に授受・管理等するものとします。
5. 本条の定めは、本契約が終了した後も3年の間、有効に存続するものとします。

第7章 雑則

第21条（通知、届出事項の変更等）

1. 当社は、利用企業に対し、取引内容等について通知・照会・確認等を行なうことがあります。その場合、当社が利用企業から提供を受けた住所・電話番号・電子メールアドレス等を利用企業の連絡先とします。
2. 利用企業は、前項に基づき当社が取得した情報に変更がある場合、変更を希望する日の5営業日前までに、当社所定の方法により届け出るものとします。利用企業が届出を怠ったことにより生じた損害について、当社は責任を負いません。
3. 当社は、本契約に関する案内、通知事項を当社が利用企業から提供を受けた電子メールアドレス（前項に基づき変更に係る届出、提出がなされた場合には、変更後の電子メールアドレス。以下、本項において同様とします。）宛に電子メールで送信します。利用企業は、当該電子メールアドレスについて、当社から送付する必要事項のご案内に関する電子メールを受信可能な状態にしておかなければなりません。当社が第1項の連絡先に宛てて通知・照会・確認等を発信、発送し、または送付書類を発送した場合には、これらが延着し、または到着しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。
4. 当社が利用企業に対して各種書面等につき提出・交付・送付・通知する場合は、インターネット上で各種書面等を掲示した時点で、利用企業に対して当該各種書面等の提出・交付・送付・通知が行なわれ、利用企業に当該各種書面が到着したものとみなします。利用企業は、当該各種書面を閲覧する義務を負うものとし、利用企業が当該各種書面を閲覧しなかった場合、そのために生じた損害について当社は責任を負いません。
5. 当社の責によらない通信機器、通信回線もしくはシステム障害等により、当社からのメールその他の案内、通知が延着しまたは到達しなかったときは、当該案内、通知は、通常到達すべき時に到達したものとみなします。この場合、当社は、当該案内、通知の延着または不到達について責任を負いません。

第 22 条（権利義務の譲渡制限）

利用企業および当社は、相手方の事前の書面による承諾なしに、本契約に基づく権利または義務を第三者に譲渡し、担保に供し、または承継させてはならないものとします。

第 23 条（反社会的勢力の排除）

1. 利用企業および当社は、自己が次の各号のいずれにも該当しないこと、および将来にわたってもこれに該当しないことを表明・保証します。
 - (1) 暴力団、暴力団構成員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる集団または個人（以下「反社会的勢力」といいます。）であること、または反社会的勢力であったこと。
 - (2) 役員または実質的に経営を支配する者が反社会的勢力であること、または反社会的勢力であったこと。
 - (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結すること。
2. 利用企業および当社は、相手方が本契約の履行に関連して、前項各号のいずれかに該当したとき、または該当していたことが判明したときは、別段の催告を要せず即時に本契約の全部または一部を解除することができるものとします。また、相手方が前項各号のいずれかに該当すると思われる合理的な事情がある場合に、当該事項の有無について相手方の調査を行うため、相手方に協力を求めたにもかかわらず、これに応じない場合も同様とします。
3. 利用企業および当社は、相手方が本契約の履行に関連して次の各号のいずれかに該当したときは、何らの催告を要することなく直ちに本契約の全部または一部を解除することができます。
 - (1) 脅迫的な言動をすることまたは暴力を用いること。
 - (2) 偽計もしくは威力を用いて業務を妨害し、または名誉・信用を棄損すること。
 - (3) 法的責任を超えた不当な要求をすること。
 - (4) 自らまたはその役員もしくは実質的に経営を支配する者が反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行うこと。
 - (5) 前各号に準ずる行為を行うこと。
 - (6) 第三者をして前各号のいずれかに該当する行為を行わせること。
4. 利用企業および当社は、前各項に違反して相手方に損害を与えた場合、当該当事者に対し、その損害を賠償しなければなりません。
5. 利用企業および当社は、第 2 項または第 3 項により本契約を解除されたことを理由として、相手方に対し、損害の賠償を請求することができません。

6. 利用企業および当社は、利用企業の従業員が反社会的勢力に該当することが判明した場合、または第 1 項各号もしくは第 3 項各号に該当することが判明した場合には、当該従業員に関する本サービスの停止その他の適切な措置を講じるべく、双方協力するものとします。

第 24 条（約款改定）

1. 当社は以下の場合に、当社の裁量により、本約款を変更することができます。
 - (1) 本約款の変更が、利用企業の一般の利益に適合するとき。
 - (2) 本約款の変更が、本契約をした目的に反せず、かつ経済情勢の変化等の変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に関わる事情に照らして合理的なものであるとき。
2. 当社は本約款の変更にあたり、変更後の約款の効力発生日の 1 ヶ月前までに、本約款を変更する旨および変更後の約款の内容とその効力発生日を利用企業宛に電子メールまたは郵送で通知します。なお、変更後の約款の効力発生日以降に利用企業が本件委託事務を利用したときは、利用企業は、本約款の変更に同意したものとみなします。

第 25 条（協議事項）

本契約に定めのない事項または解釈上の疑義については、当事者が信義誠実に協議を行ったうえ、解決するものとします。

第 26 条（合意管轄）

利用企業および当社との間における本契約に関する訴訟・調停その他の紛争については、訴額に応じ、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 27 条（準拠法）

本契約に関して当社が定める細則等に関する準拠法は、全て日本国法とします。

以上

(別紙 1)

本サービスの対価

[本利用料金]

本利用料金は、下表における給与事務代行サービス等利用料の単価に当該月における給与前払事務代行サービスおよび給与振込代行サービスに係る給与振込事務を行った件数を乗じて得られる金額とします。なお、給与事務代行サービス利用料には、別途消費税相当額が加算されるものとします。

	単位	単価 (税別)
給与事務代行サービス等利用料	給与振込事務 1 件当たり	180 円